



大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化

キム, フンホ
肥後, 耕生

(Citation)

高等教育への権利——キム・フンホ教授／石井拓児教授の論考をもとにした韓日研究者の対話——

(Issue Date)

2022-12-16

(Resource Type)

video

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477958>



日韓・韓日対話企画 「高等教育への権利」

大学登録金の負担緩和のための 韓国政府の政策的努力及び関連法の変化

金訓鎬 / Hoonho KIM
(公州大学校 / Kongju Nat'l Univ.)

Contents

目次

01 序論

02 高校まで無償教育の拡大

03 高等教育の公共性の強化に向けた
努力

04 高等教育無償化のための要求

05 Review on The Right to H.E..

01

序論

1. 序論

文在寅政権「100大國政課題」(2017. 7. 19.)



国家
ビジョン

国民の国、正義の大韓民国

5つの
国政目標

国民が
主人の政府

共に豊かに
暮らす経済

国民の人生に
責任を負う国家

均衡発展
する地域

平和と繁栄の
朝鮮半島

20の
国政戦略

1. 国民主権のろ
うそく民主主義
の実現
2. 疎通で統合す
る光化門大統領
3. 透明で有能な
政府
4. 権力機関の民
主的改革

1. 所得主導成長
のための雇用創
出の経済
2. より活発な公
正経済
3. 庶民と中間層
(中流階級) の
ための民生経済
4. 科学技術の発
展が先導する第
4次産業革命
5. 中小ベン
チャー主導の創
業と革新成長

1. 包容的な福祉
国家
2. 保育と教育に
責任を持つ国家
3. 安全と生命を
守る安心社会
4. 差別のない公
正社会
5. 自由と創意が
溢れる文化国会

1. 草の根民主主
義を実現する自
治分権
2. 平等に豊かに
暮らす均衡発展
3. 人が戻ってく
る農山漁村

1. 強い安保と責
任国防
2. 南北間和解と
協力、朝鮮半島
の非核化
3. 国際協力を
リードする堂々
とした外交

100の
国政課題

15の課題
(71の実践課題)

26の課題
(129の実践課題)

32の課題
(163の実践課題)

11の課題
(53の実践課題)

16の課題
(71の実践課題)

1. 序論

文在寅政権「100大國政課題」(2017. 7. 19.)



国家
ビジョン

国民の国、正義の大韓民国

5つの
国政目標

国民が
主人の政府

共に豊かに
暮らす経済

国民の人生に
責任を負う国家

均衡発展
する地域

平和と繁栄の
朝鮮半島

20の
国政戦略

1. 幼児教育から大学まで
教育の公共性の強化
2. 教室革命を通じた公教育の革新
3. 教育の希望はしごの復元
4. 高等教育の質の向上及び
平生(生涯)職業教育の革新
5. 将来の教育環境づくり及び
安全な学校の具現化

1. 包容的な福祉
国家
2. 保育と教育に
責任を持つ国家
3. 安全と生命を
守る安心社会
4. 差別のない公
正社会
5. 自由と創意が
溢れる文化国会

1. 草の根民主主
義を実現する自
治分権
2. 平等社会
6. 教育民主主義の回復及び教育自治の
強化

1. 強い安保と責
任国防
2. 南北間和解と
協力 朝鮮半島
- リードする星々
とした外交

100の
国政課題

15の課題
(71の実践課題)

26の課題
(129の実践課題)

32の課題
(163の実践課題)

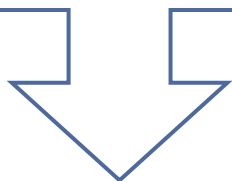
11の課題
(53の実践課題)

16の課題
(71の実践課題)

1. 序論



- 高校まですべての教育課程の無償化
- 国家奨学金の大幅拡大
- 大学入学金の廃止
- 大学生の住居費負担軽減政策の施行
- 政府財政支援事業の再構造化



地方国公立大学の無償教育に対する要求

「高等教育財政交付金法」の必要性が高まる

02

高校まで無償教育の拡大

2. 高校まで無償教育の拡大

『憲法』第16条 制定

“すべての国民は均等に教育を受ける権利がある。
少なくとも初等教育は義務的かつ無償とする”

『教育法』改正

- 1985年から義務教育の期間が6年から9年に延長
- (1985年) 島嶼・へき地、(1992~94年) 邑・面、(2002~04年) 都市地域へと順次実地

1948年

1972年

1984年

2004年

『憲法』第27条 改正

9年無償教育の完成

- ② すべての国民は初等教育と法律が定める教育を受けさせる義務を負う
 - ③ 義務教育は無償とする
- 「教育法」はそのまま維持され、義務教育期間は6年に維持

2. 高校まで無償教育の拡大

ア. 満5歳未満の児童に対する無償教育

政府の保育費 支援形態

- ・ 保育所に預ける場合：政府が保育所に保育費を支払う
- ・ 家庭で世話する場合：毎月、家庭養育手当を支給

1) 保育費支援の変化

- (1999年) 最低生計費未満の低所得層世帯への保育費支援
- (2004年) 保育費支援対象の拡大及び世帯所得に応じた差等支援
- (2009年) 満4歳以下(所得下位50%世帯)、満5歳(所得下位70%世帯)への支援
- (2011年) 満5歳以下(所得下位70%世帯)への支援
- (2012年) 満2歳以下及び満5歳“全階層”への支援
- (2013年) 満5歳以下 “全階層”への支援 → **満5歳以下の乳幼児“無償保育”開始**

2. 高校まで無償教育の拡大

ア. 満5歳未満の児童に対する無償教育

- (2022年現在)

区分	満0歳 (12か月未満)	満1歳 (24か月未満)	満2歳 (36か月未満)	ヌリ家庭
				満3-5歳
保育所(幼稚園)に通う場合	月49.9万ウォン	月43.9万ウォン	月36.4万ウォン	-教育課程支援金: 月28万ウォン (国・公立幼稚園: 10万ウォン) + -放課後課程支援金: 月7万ウォン (国・公立幼稚園: 5万ウォン)
家庭で世話する場合	月20万ウォン	月15万ウォン	月10万ウォン	月10万ウォン (満3~7歳)

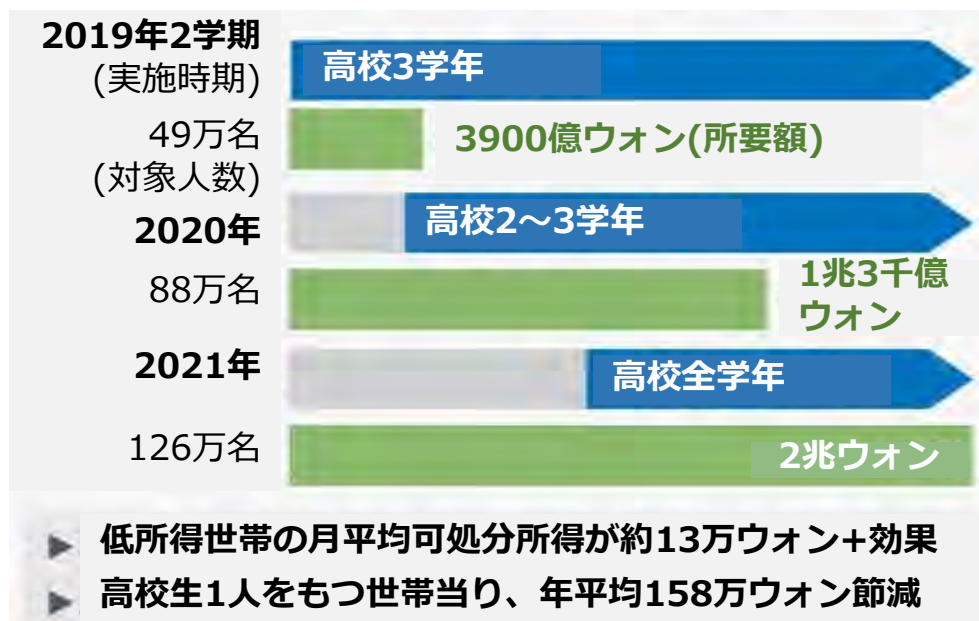
- ・支援金名称: 保育所(保育料)、幼稚園(幼児学費)、家庭(家庭養育手当)
- ・‘保育’は保健福祉部管轄で「乳幼児保育法」第34条(無償保育)において、‘幼児教育’は教育部管轄で「幼児教育法」第24条(無償教育)において、それぞれ保育料(6歳未満の就学前児童) 及び幼児学費(就学前3年) の支援を規定している

2. 高校まで無償教育の拡大

イ. 高校無償教育

1) 高校無償教育の導入過程

- 高校進学率が99.7%に達するが、36のOECD加盟国の中で唯一高校無償教育を実施していない国(2019年基準)
- 2019年2学期から段階的に高校無償教育を導入 → 2021年に高校無償教育の全面導入



2. 高校まで無償教育の拡大

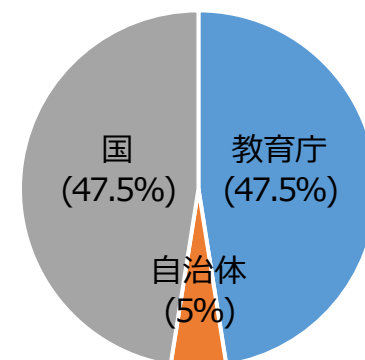
イ. 高校無償教育

2) 高校無償教育の財源確保案

- (2019年 2学期) 市・道教育庁の独自予算編成での推進
- (2020~2024年) 国(47.5%)、自治体(5%)、教育庁(47.5%) の比率で財源負担

年度	総額	国	自治体	教育庁
2021年	19,951億ウォン	9,466億ウォン	1,019億ウォン	9,466億ウォン
	100%	47.5%	5.0%	47.5%

出典：企画財政部



→ 生徒1人当たり年平均約158.2万ウォン程度の支援を受ける効果
(入学金、授業料、学校運営支援費、教科書購入費の支援)

2. 高校まで無償教育の拡大

イ. 高校無償教育

3) 高校無償教育の法的根拠

- 安定的な制度の施行のための『初・中等教育法』改正(2019.10.)

法律	新設された内容
初・中等教育法 [法律 第16672号 2019. 12. 3 一部改正]	第10条の2（高等学校等の無償教育） ①第2条第3号の規定による 高等学校 ・高等技術学校及びこれに準ずる各種学校の教育に必要な 次の各号の費用は無償 とする。 1.入学金 2.授業料 3.学校運営支援費 4.教科用図書購入費 ② 第1項各号の費用は、国及び地方自治体が負担 し、学校の設立者・経営者は、生徒と保護者からこれを受けることができない。 ③第1項及び第2項の規定にかかわらず、大統領令で定める私立学校の設立者・経営者は、生徒と保護者から第1項各号の費用を受けることができる。

2. 高校まで無償教育の拡大

イ. 高校無償教育

3) 高校無償教育の法的根拠

- 安定的な財源確保のための『地方教育財政交付金法』改正(2019.12.)

法律	新設された内容
地方教育財政 交付金法 [法律 第16673号 2019. 12. 3 一部改正]	第3条（交付金の種類や財源） ①～③（現行と同じ） ④国は、地方教育の財政上、やむを得ない必要がある場合には、国の予算で定めるところにより、第1項及び第2項の規定による交付金のほか、別に増額交付することができる。 第14条（高等学校等の無償教育経費の負担に関する特例） ①国は「初・中等教育法」第10条の2による 高等学校等の無償教育に要する費用のうち1,000分の475に相当する金額を第3条第4項の規定により別に増額交付 しなければならない。 ② 市・道及び市・郡・区 は「初・中等教育法」第10条の2に基づく 高等学校等の無償教育に必要な費用のうち1,000分の50に相当する金額を大統領令で定めるところにより、教育費特別会計に転出 しなければならない。

→ 政府は必要な実所要額を算定後、既存交付金に増額して交付

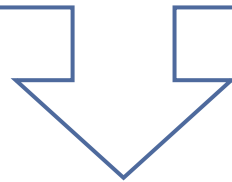
03

高等教育の公共性の強化のための努力

3. 高等教育の公共性の強化のための努力



- 2009年以降 大学の登録金(学納金)引き上げ抑制
- 2012年 国家奨学金の導入
- 2018年 国公立大学の新入生を対象に入学金廃止
- 2022年までに私立大学の入学金を段階的に廃止



大学生の登録金負担の減少

3. 高等教育の公共性の強化のための努力

ア. 政府の登録金引き上げ抑制

- (1989年) 『学校の授業料及び入学金に関する規則』改正 → **私立大学**に対する**登録金上限制の廃止**
- (2002年) **国立大学**も大学の長が授業料、入学金を決められるよう規則改正
→ 国立大学の**登録金が急速に増加**(物価上昇率の2~3倍の水準)
- (2007年) 大統領選挙で**大学登録金の引き下げ**と**登録金半額**が大きく注目
- (2009年) 2008年の世界的な金融危機の影響で、**ほとんどの大学の登録金凍結**
- (2010年 6月) 地方選挙の過程で李明博政権の半額登録金公約の未履行が注目を受け始める → **大学登録金問題が社会問題化**され始める

3. 高等教育の公共性の強化のための努力

ア. 政府の登録金引き上げ抑制

- (2010年 12月) 『学校授業料及び入学金に関する規則』 → 『**大学登録金に関する規則**』に改正 & 各大学に**登録金審議委員会**を設置

主な改正内容

第2条 (登録金審議委員会)

- ① 「高等教育法」第2条各号に該当する学校の長は、**授業料とその他の納付金(登録金)を定めるとき**は、法第11条第2項による**登録金審議委員会の審議**を経なければならない。(中略)
- ③ **委員会は、教職員、学生、関連専門家**の中から、それぞれの構成単位を代表することができる者で構成するが、**保護者又は同門を含む**ことができる。(以下、省略)

第3条 (登録金の免除・減額) (中略)

- ② 学校は、当該の学年度に全学生が納付すべき**登録金総額の10%以上に当たる登録金を学生に免除し、又は減額**しなければならない。この場合、**経済的に困難な学生に対し減免する額が総減免額の30%以上**となるようにしなければならない。

3. 高等教育の公共性の強化のための努力

ア. 政府の登録金引き上げ抑制

- 「大学登録金に関する規則」 2011年12月改正 → 第2条第4項に“学生委員の数は全体委員の定数の10分の3以上”となるよう規定
- 登録金の引き上げは 『高等教育法』 第11条(登録金及び登録金審議委員会)に基づき “直前3カ年度の平均消費者物価上昇率の1.5倍 以内”で可能 → 2008年以降、**ほとんどの大学が登録金の凍結または引き下げ**
 - 2010年から政府財政支援事業の評価指標に ‘登録金の引き上げ水準’ を含む
 - 2012年に導入された国家奨学金Ⅱ類型(大学の自助努力連携支援) 支援大学の選定指標に ‘登録金の引き下げ規模’ を含む
 - 2019年から政府財政支援事業の対象選定時 ‘登録金の引き上げ指標’ 除外 → しかし 国家奨学金Ⅱ類型支援大学選定には、未だに登録金の引き上げ水準を反映

3. 高等教育の公共性の強化のための努力

イ. 学資金貸与及び国家奨学金の導入と拡大

『韓国奨学会法』 制定

国レベルの学資金の無償支給
及び貸与業務を総括

1989年

『韓国奨学財団設立等に関する法律』 制定

- 学資金貸与、学資金無償支給等、大学生の学資金支援事業の大幅拡大
- 2005年、政府保証方式の学資金貸与制度導入 → 学生の高い金利負担 → 韓国奨学財団設立により、政府が直接学資金貸与を実施

『就業後学資金償還特別法』 制定

- 既存の政府の学資金貸与（政府保証方式）は、貸与時点から利子の納付&金利上昇による利子増加&据置期間終了後の償還能力の有無に関わらず返還を要求
- 在学中の利子納付の猶予 → 卒業後、一定の所得水準以上になれば元金・利子の返還を開始
(2021年基準: 年間給与総額2,280万ウォン以上から返還開始)

2009年

2010年

2011年

『国家奨学事業運営規定』 制定

- 所得連携型国家奨学金、国家優秀奨学金、国家勤労奨学金などの国家奨学事業の効率的運営(重複支援防止を含む)を図る → 管理機関に‘韓国奨学財団’を指定

3. 高等教育の公共性の強化のための努力

ウ. 入学金廃止

- 新入生への入学金賦課 → 入学金の**性格と徴収目的、算定根拠**などが**不明確**
& **金額が大学によって千差万別**
- (2017年 8月) 国公立大学総長協議会 → 私立大学は拒否



- (2017年 9月) 教育部、**私立大学入学金実態調査**の実施
 - 4年制私立大学80校を対象に入学金使用実態調査 → 33.4%は一般大学運営費として執行
& 52.0%は広報費・奨学金など → 実際、入学に関連した執行は14.6%水準
- (2017年 11月) **全国4年制大学入学金全面廃止に合意**
- (2018年 1月) **私立専門大学（短期大学）も入学金廃止が確定**
- (2019年 12月) 『**高等教育法**』第11条第2項を新設し、**学生から入学金を受け取らないよう明文化**

3. 高等教育の公共性の強化のための努力

エ. コロナ19による登録金の一部返還

- (2020年 1月) 国内初のCOVID-19 感染者の発生
- (2020年 2月) 感染者の爆発的増加



- ほとんどの大学が非対面オンライン授業を前提に3月2~3週目に開講
- オンラインによる非対面授業で学期運営

- ❖ 全国大学学生会ネットワークは、全国40校余りの大学3,500名余りの学生たちとともに、**所属大学及び政府を相手に登録金の25%を返還要求**
(私立大学: 学生一人当たり100万ウォン / 国立大学: 学生一人当たり 50 万ウォン)

3. 高等教育の公共性の強化のための努力

エ. コロナ19による登録金の一部返還

大学側の主張

- ✓ 教授は不慣れな環境下でオンライン授業環境に適応するために努力 & 講義資料の準備 & 大学は遠隔講義環境の構築に莫大な費用投資
- ✓ 人件費、施設管理費などの固定費用は不変
→ オンライン授業による費用節減効果は限定的
- ✓ COVID-19による全面的な非対面オンライン授業は『大学登録金に関する規則』第6条(登録金の返還)に規定された登録金返還条件に該当しない

政府の対応措置

- ✓ 国会を通じて大学登録金返還のための間接支援予算1,000億ウォンを設ける
- ✓ 「大学非対面教育緊急支援事業基本計画」策定及び発表(2020.7.)

04

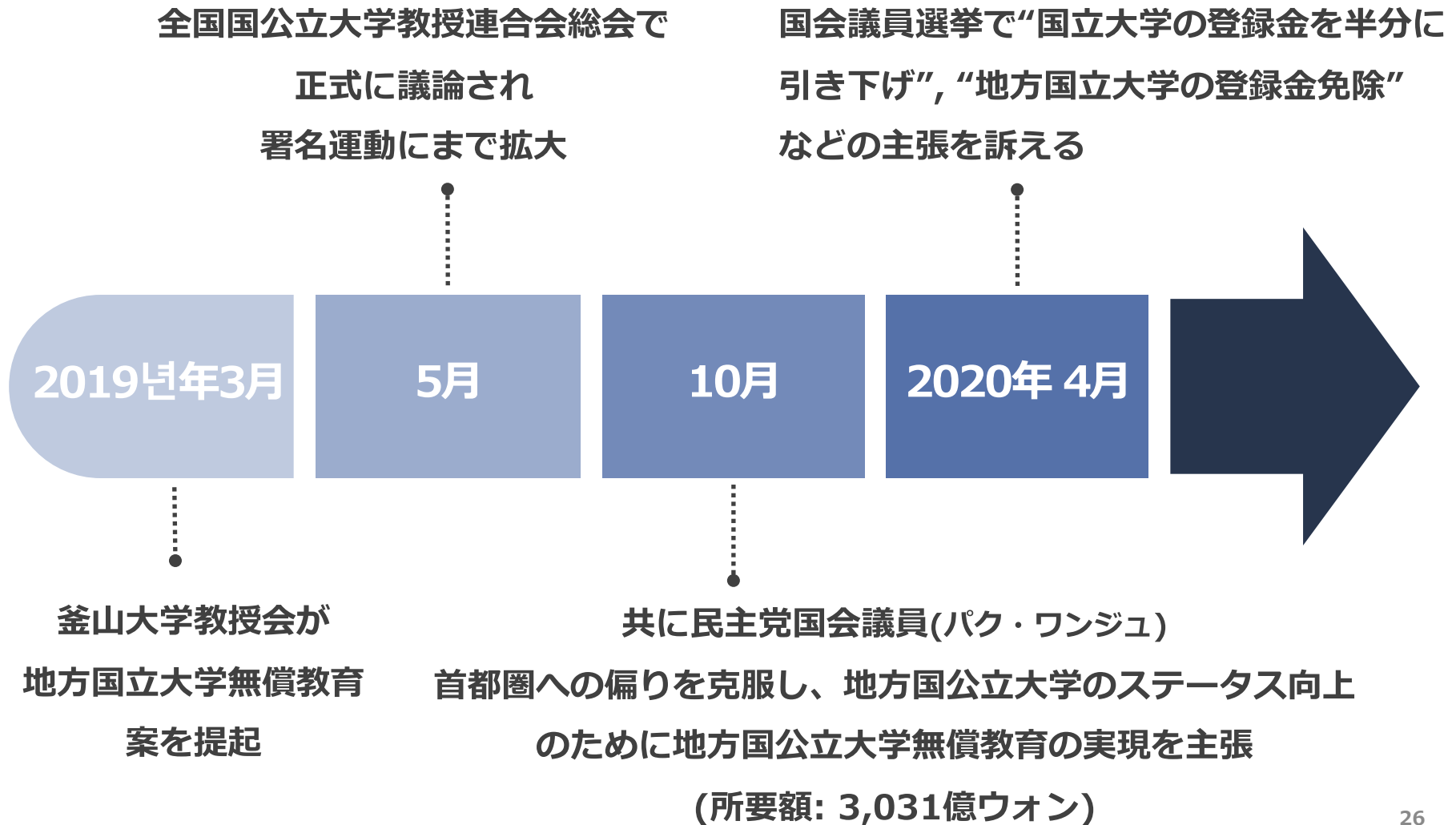
高等教育無償化のための要求

4. 高等教育無償化のための要求

国際規約 国会批准 (1990.3.16.)

- 大韓民国国会は1990年3月に国際連合(UN)の '経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)を批准
 - 国際規約第13条第2項 (c)号に “高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする”と規定
- ただし、'高等教育'に対する権利は、“直ちに”権利を実現すべき無償の初等教育とは異なり、国家の可用資源に依存して“漸進的”に実現される権利と規定
 - 高等教育の無償化論議は、国の政策において優先的に考慮されなかった

4. 高等教育無償化のための要求



4. 高等教育無償化のための要求

第21代国会(2020.5.~現在)での論議

- パク・ワンジュ議員『**地方大学及び地域均衡人材育成に関する法律**』**改正案発議** (2020.8.18.)
“地方国公立大学の学生の授業料などの納付金全額を国または地方自治体が負担”
- ソ・ドンヨン議員など『**高等教育財政交付金法**』**制定発議** (2021.10.27.)
“内国税の一定比率を‘高等教育財政交付金’として確保し、高等教育機関の運営に必要な財源の全部または一部を国が交付することで、高等教育の公共性の拡大及び経済力の強化を図る”
- イ・テギユ議員など『**高等・平生(生涯)教育支援特別会計法**』**制定発議** (2022.9.2.)
 - 「地方教育財政交付金法」により安定的な予算が確保される初・中等教育とは異なり、高等教育財源は所要財源を安定的に確保するのに限界
 - 特別会計予算の規模は総額11兆 2000億ウォン(既存の大学競争力強化事業費8兆ウォン + 教育税移管3兆2000億ウォン)とし、教育庁・自治体と連携した地域の大学、地域人材養成、教員の再教育などに集中投資



05

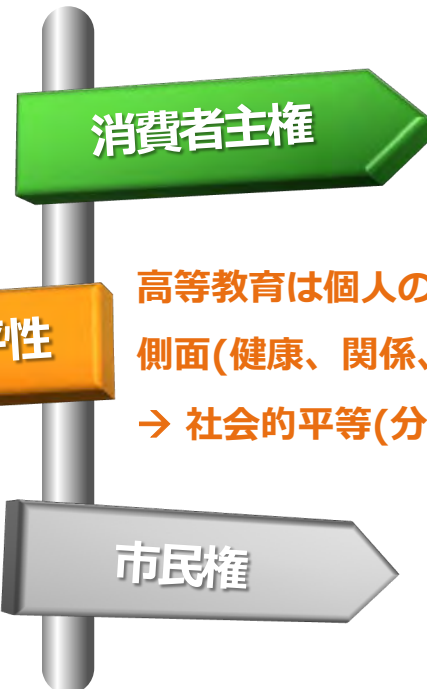
Review on The Right to Higher Education

5. Review on The Right to Higher Education

■ 高等教育の価値と目的

- 高等教育の履修を通じた社会的・経済的(国家競争力の向上)、政治的(政治的安定) 効果を期待
- しかし、学習者の大学進学に要する費用は自らが負担する構造
(← 成人学習者に対する教育は、社会的必要性(need) よりは個人的欲求(want)として認識)

学生が教育商品とサービスを自由に購入
→ 学生の個人的自律性(autonomy) 認定



高等教育は個人の市場的側面 (所得)と非市場的側面(健康、関係、政治参加など)を向上させる
→ 社会的平等(分配的公平性) の強化

市民教育を通じて、個人は自律性の確保
& 国家は政治的安定を図る

5. Review on The Right to Higher Education

▪ 高等教育の価値と目的

- ただし、市民教育は基本教育(普通教育)段階から相当部分を実践 → 追加的な投資は浪費 & すでに大学では各専攻分野ごとの職業倫理、価値レベルの教育を提供 → 市民力強化のための高等教育の役割も重要であるが、国の積極的な介入を正当化するほどの理由ではない
- 自由主義においてすべての市民が幸せな人生を追求するためには“自律性”が必要
→ 市民の自律的な人生を保障するために国レベルの支援(教育を含む)が必要
→ 高等教育の主要な公共的、政治的目標としてもっぱら “自律性”だけが重要な価値をもつ

▪ 成人にとって高等教育の権利保障が必要な理由

- Joseph Razは “人間は様々な選択肢があり、それらの選択肢の中からいくつかを選択して自分の人生を切り開いたときによく自律的である”という
- 高等教育の履修可否を個人が選択できた際によく自律性が保障される
(→ 国は高等教育の権利を保障するが、履修可否は個人が選択できるようにしなければならない)
- 学生にtuition fee(授業料)負担 → 個人が自身の人生のために自律的に策定した計画につまづく(制限された自律性) & 貧困層にとって高等教育は贅沢であると認識

5. Review on The Right to Higher Education

■ 脆弱階層(社会的弱者層)だけ支援しても高等教育の権利は保障されるのではないか?

- 中間層以上はすでに高等教育のための資源を十分に確保 → 国が保障しなくても自律権を行使
(→ 普遍的な高等教育の権利保障は富裕な学生にも支援 → 大衆の反発)
- そうであれば、国は脆弱階層(社会的弱者層)の高等教育の権利だけを保障すれば良いのではないか?
→ 中間層(租税負担、but 学費支払)のジレンマが生じる
& 無償教育から除外された学生(富裕層)が教育の成果を社会に還元しなければならない理由(名分)がなくなる
- 結局、国の高等教育へのfull-supportが国民の自律性を保障するために必ず必要

■ 高等教育の権利 韓国の状況にあてはめると?

- 高等教育機関への進学率(満18~21歳)が71.5%に達する韓国 (←→ カナダ 20歳 58.9%)
- 4年制大学のうち81.7%が私立大学, 学生全体の76.9%が私立大学に在学 (←→ カナダ 39.3%が私立)
- 高等教育無償化を推進する際、莫大な高等教育財政が必要

ありがとうございました

金 訓 鎬 (公州大学校 教育学科)
(hoono78@gmail.com / 010-3098-1502)